2　警察庁長官は、法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第十九条第一項の長官官房若しくは局、同条第二項の部、同法第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第二十九条第一項の附属機関又は同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の地方機関の長に委任することができる。

3　行政機関の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならない。

第四章　個人情報保護委員会

第十条中「第三十二条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第三十三条第一項」に、「第二十一条第三項」を「第三十八条第三項」に改め、同条第四号中「第三十三条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第二十八条第五項」を「第三十三条第五項」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「第二十七条第一項第四号」を「第三十二条第一項第四号」に改め、同条第一号中「第二十条」を「第二十三条」に改め、同条を第十条とする。

第七条の二を削る。

第七条中「第十七条第二項第六号」を「第二十条第二項第八号」に改め、同条第二号中「第二十三条第五項各号」を「第二十七条第五項各号」に、「第三十五条の二第六項」を「第四十一条第六項」に、「第三十五条の三第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条を第九条とする。

第六条中「第二条第十二項」を「第十六条第六項」に、「これ」を「同項に規定する情報の集合物」に、「情報の集合物」を「もの」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（個人関連情報データベース等）

第八条　法第十六条第七項の政令で定めるものは、同項に規定する情報の集合物に含まれる個人関連情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人関連情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

第五条中「第二条第十項」を「第十六条第五項」に、「これ」を「同項に規定する情報の集合物」に、「情報の集合物」を「もの」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「第二条第七項」を「第十六条第四項」に改め、同条を第五条とする。

第三条第一項中「第二条第四項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第四項第二号」を「第十六条第一項第二号」に、「これ」を「同項に規定する情報の集合物」を「もの」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条及び章名を加える。

（行政機関）

第三条　法第二条第八項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

2　法第二条第八項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

第二章　個人情報取扱事業者等の義務等

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の廃止）

第二条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）

二　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）

（鉱業登録令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

一　鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）第十条第四項

二　漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）第十条第四項

三　ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）第六十二条第二項

四　特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）第六条第四項

（鉱害賠償登録令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定の見出しを「（個人情報の保護に関する法律の適用除外）」に改め、当該規定中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第五項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項」に、「第四章」を「第五章第四節」に改める。

一　鉱害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第二十八条の四

二　動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）第二十条

三　後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十四条

四　公共施設等運営権登録令（平成二十三年政令第三百五十六号）第六十九条

五　樹木採取権登録令（令和元年政令第百四十八号）第六十九条

六　法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第百七十八号）第十二条

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第五条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百九十五号及び第三百九十六号を次のように改める。

三百九十五及び三百九十六　削除

（日本年金機構法施行令の一部改正）

第六条　日本年金機構法施行令（平成二十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同条の表読み替える行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同表第三十六条第一項第一号の項中「第三十六条第一項第一号」を「第九十八条第一項第一号」に、「第三条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同表第三十六条第二項の項中「第三十六条第二項」を「第九十八条第二項」に改め、同表第三十七条第二項の項中「第三十七条第二項」を「第九十九条第二項」に改め、同表第四十六条の項を次のように改める。

第百二十四条	第七十四条	第六十一条、第六十九条、第七十条、第七十四条

第二条を次のように改める。

第二条　削除

（公文書等の管理に関する法律施行令の一部改正）

第七条　公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「照合する」を「容易に照合する」に改める。